

## 目 次

計画にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---------------------------------	---

### I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	
(1) 位置及び面積・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) 自然的背景・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3) 社会・経済の状況・・・・・・・・	4
(4) 計画区の森林・林業等の状況	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	9
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	12

### II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	13
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	14
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	15
(3) 計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態等	17
2 その他必要な事項	17
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	18
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	19
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	21
(2) 天然更新に関する指針	22
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	23
3 間伐及び保育に関する基本的事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	24
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	24
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	25
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	28

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	29
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	29
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	30
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	30
(5)	林産物の搬出方法等	30
(6)	その他必要な事項	30
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針	31
(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	31
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	31
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	32
(5)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	32
(6)	その他必要な事項	33
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	35
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	35
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	35
(4)	その他必要な事項	35
2	保安施設に関する事項	
(1)	保安林の整備に関する事項	35
(2)	保安施設地区に関する事項	35
(3)	治山事業に関する事項	35
(4)	特定保安林の整備に関する事項	36
3	鳥獣害防止に関する事項	
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	36
(2)	その他必要な事項	36
4	森林の保護に関する事項	
(1)	森林病害虫等の被害対策の方針	37

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	37
(3) 林野火災の予防の方針	37
第5 保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	38
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	38
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	38
(3) その他必要な事項	38
第6 計画量等	
1 伐採立木材積	39
【参考】主伐面積	40
【参考】素材生産量	41
2 間伐面積	42
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	43
4 林道の開設又は拡張に関する計画	
(1) 林道の開設・拡張計画	44
(2) 基幹路網の現状	55
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	56
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	57
(3) 実施すべき治山事業の数量	58
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	59
7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	59
第7 その他必要な事項	
1 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法等	62
2 制限林の区分別の施業方法	69
3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域	70
<b>参考資料</b>	
1 森林計画区の概況	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	71
(2) 土地利用の現況	72
2 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源表	73
(2) 制限林普通林別森林資源表	76
(3) 市町村別森林資源表	77

(4) 所有形態別森林資源表	78
(5) 制限林の種類別面積	79
(6) 樹種別材積表	81
(7) 特定保安林の指定状況	81
(8) 荒廃地等の面積	82
(9) 森林の被害	83
(10) 防火線等の整備状況	83
3 林業の動向	
(1) 保有山林規模別林家数	84
(2) 森林経営計画の認定状況	85
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	86
4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1) 森林より森林以外への異動	87
(2) 森林以外より森林への異動	88
5 その他	
(1) 持続的伐採可能量	89